

プラスワン通信

延納の支払いに負担を感じる！

相続税申告時に現金納付が出来なかった為、延納申請を選択したが、最近その支払いに負担を感じている。もしくは銀行から借入れをして支払っているがその支払いが重荷に感じている事は有りませんか？

延納から物納に切り替えることが出来る。

相続税の分割払い(延納)は、アパートを買った時のローンなどと違って、家賃などの収入が何も無いのに支払いだけが続きます。

相続税が確定した時は、何とか支払って行けると思っていたが、最近はアパートも空室が目立つようになって収入が減って来たのに相続税の延納はまだ10年も残っている。

このまま払って行けるのだろうか？と不安になったことなどは有りませんか？

平成18年以降に延納を選択された方は、延納申請を物納に切り替えることが出来ます。これを特例物納制度といいます。

但し、下記の条件がそろう方だけです。

- 平成18年4月1日以後の相続開始により、取得した財産であること。
- 相続税申告期限から10年以内であり、分納期限が未到来の税額であること。
- 延納によっても金銭で納付する事が困難である事由があること。
- 超過物納(納める税額よりも収納する物(不動産など)の価格が大きい)が無いこと。
- 管理処分不適格財産(国が定めた物納できない財産)でないこと。
- 物納整備(国が定めた条件整備)及び提出書類が整っていること。



※注意。特例物納は相続した時の評価額ではなく、特例物納を申請した時の評価額が収納価格になります。(平成18年以前の通常の物納は、何年経っても相続時の評価で収納できた。)

先祖代々の不動産を手放す事は悪い事か？

先祖代々の土地が良い場所に有るとは限りません。

相続が発生してから、ずっと下がり続け、今後も土地の上昇が見込めない状況であるなら、売却もしくは物納して延納や相続税のローンを一旦返済してしまう。もしくは一部返済して毎年の支払いを軽くするなど検討してみてもいいかもしれません。(横山)

株式会社プラスワン
〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階
TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

TEL:03-3255-2305

Mail:info@kkplus1.com